

決議案第2号

特別自治市の早期実現に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 岩 隈 千 尋

〃 かわの 忠 正

特別自治市の早期実現に関する決議

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその潜在能力を十分に発揮できるような制度になっておらず、153万市民を擁する川崎市が、首都圏域における大都市としての役割を果たすためには、抜本的な改革が必要である。

本市では、これまでに、平成22年に、地方分権の推進に関する方針を策定し、新たな大都市制度の創設について位置づけるとともに、平成25年には、特別自治市制度の基本的な考え方を、平成29年には、特別自治市制度の創設に向けた考え方も含めた、新たな地方分権改革の推進に関する方針を策定し、令和4年2月には、同方針を改訂し、現在本市が目指している大都市制度の方向性を今後、市民等へ周知していくとしている。

また、令和3年11月には、指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトが、特別自治市制度の実現に向けての機運醸成などを盛り込んだ最終報告をまとめ、全国市議会議長会指定都市協議会においても、多様な大都市制度の早期実現について国等に要望を行っているが、その一方で、神奈川県においては当該制度の実現に懸念を示している。

これまでも本市議会においては、平成23年12月15日に、大都市が地域の特性や実情に合わせ、自主的かつ自立的な行財政運営を多様な仕組みで行うことを可能とする新たな大都市制度の創設を求める意見書を議決するとともに、令和3年6月17日には、特別自治市制度の早期実現等を求める意見書を議決し、特別自治市の法制化に向けた議論の加速、道府県から指定都市への税財源等の移譲について国に強く求めてきた。

よって、本市議会は、特別自治市制度の実現に不可欠な市民等の理解の促進に取り組むとともに、本市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている今、改めて、国等において、速やかに特別自治市の制度化に向けた議論を始めるなど、特別自治市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会